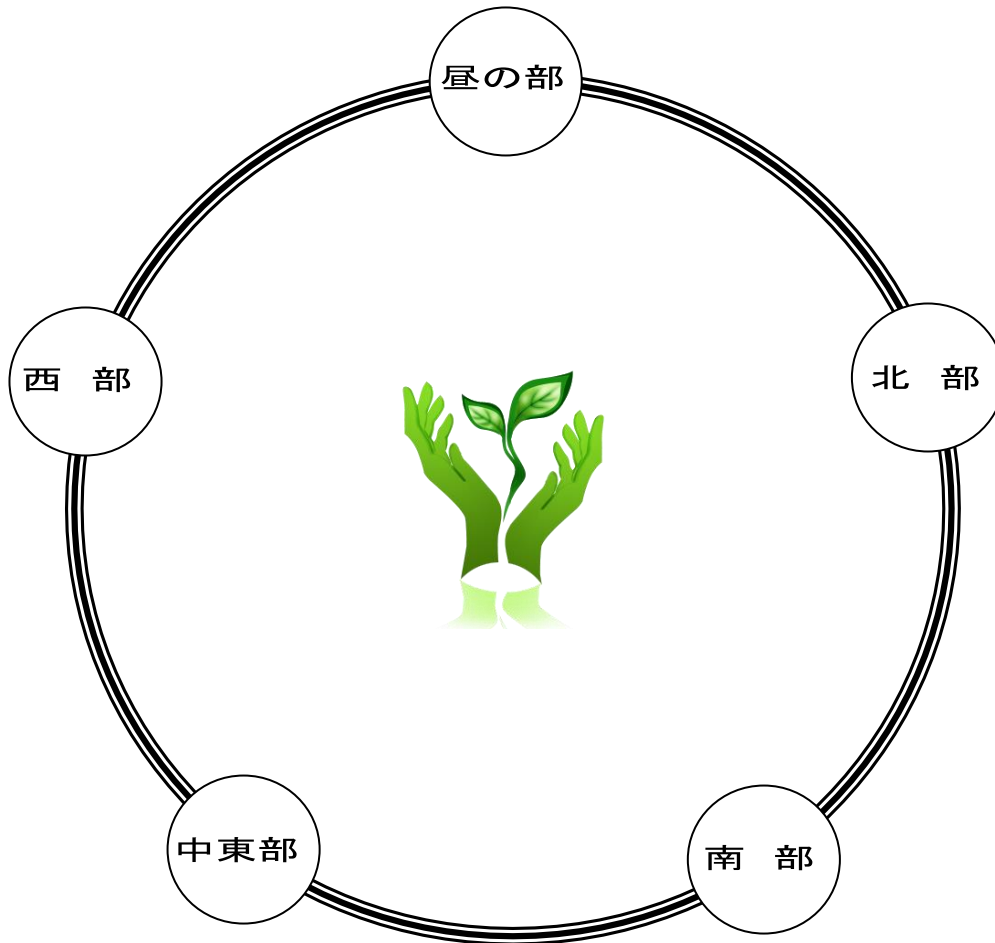


熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ  
(熊本わかぎ)

2024(令和6)年度 定期総会報告書



2024(令和6)年5月26日

熊本市男女共同参画センター「はあもにい」

# 総会次第

## 1. 開会

## 2. 会長挨拶

## 3. 来賓挨拶

## 4. 総会成立宣言

出席 名 + 委任状 名 = 計 名 (会員総数 名)

## 5. 議長選出

議長 : \_\_\_\_\_ 書記 :

## 6. 議事

第1号議案 2023(令和5)年度事業報告

第2号議案 2023(令和5)年度会計決算報告及び会計監査報告

第3号議案 2024(令和6)年度事業計画案審議

第4号議案 2024(令和6)年度収支予算案審議

## 7. その他、連絡事項

熊本県手話サークル「わかぎ」総会・交流会

6月16日(日)10:00~13:00

天草市複合施設ここらす(天草市浄南町4-15)

九手連・研修会 等

6月16日(日)10:00~15:00

サンメッセ鳥栖(佐賀県鳥栖市)

## 8. 閉会

### ●学習会(講演会)

テーマ 「わかぎの活動に望むもの」(仮題)

講師 熊本市ろう者福祉協会会長 松本弘樹氏

# 第1号議案 2023(令和5)年度事業報告

## 事業総括

新型コロナウイルス感染症の5類移行によって、やっと手話サークルらしい活動を行うことができるようになりました。熊本市社会福祉協議会の「生き生き市民福祉基金」助成によって前年度作製した手話学習のためのテキスト(冊子・DVD)は、昼の部及び地域サークルだけでなく、公民館講座等でも利用されましたし、熊本市以外の手話サークルでも活用され、第2弾の作製要望の声も出てきています。

新しい取り組みとして、懸案だったホームページの作成を行ったほか、熊本市ろう者福祉協会(以下「市ろう協」と協働して、高齢ろう者のおしゃべりの会を試験的に開始しました。これは、2020(令和2)年に熊本わかぎが行った熊本市在住のろう者のニーズ調査結果を受けて、市ろう協が2022(令和4)年に行った「熊本市の高齢ろう者が安心して介護サービスを利用するための調査研究報告」を基に始めたものです。さらに2024(令和6)年には、「高齢ろう者のデイサービスモデル事業」としてキリン福祉財団助成事業に市ろう協が申請し採択されたので、内容を充実して開始されることになっています。

## 1)地域活動報告

### <昼の部>

第1・2・3水曜日の午前中に希望荘、あいぽーと、聴障センターのいずれかの会場で30名前後で活動しています。令和5年度は32回の活動ができ、通常の学習のほか、講演会、野外活動(くまもと花博2023)、忘年会など充実した内容となりました。

新規の会員さんも増え経験の違いもありますが楽しく学習・交流ができればいいなと思っています。

### <中東部>

中東部は、東部公民館で第1・第3・第4の水曜日夜に活動しています。

新型コロナも5類になったからか、連休明け頃から参加人数が増えました。10人前後の時が多いですが、15人以上の日もありました(ろう者の方の参加は2~3人)。

6月からは第4水曜日も活動するようになりましたので、どのような内容にするかが悩みです。手話学習をしたいという要望もありましたので、年度後半からは、月に1回はろう者の方に講師をお願いして、手話学習会をするようにしました。

## <西部>

昨年度の西部は、4年振りにお正月の『ぜんざい会』が再開できました  
ろう者の参加もあり、とても良い思い出になりました。

いつもの学習会は少ない時で6~7名、多い時は10名以上の参加があります。

新会員の方でもなかなか続ける事が出来ない方も何人かいますが、その中でもとても熱心  
に参加されている方が5~6名いらっしゃいます

『1分スピーチ』もかなり上達してきました。

これからは、教わるばかりではなく、会員の方々の意見も取り入れながら学習を進めていこ  
うと思っています。

## <南部>

市主催の公民館講座を受講した方の見学者、入会が多い一年でした。毎回、ろう者の参加が  
あり、読み取りの練習や、グループに分かれての手話を使ったおしゃべりをしています。

## <北部>

第1・第3水曜日に龍田公民館で例会を開いています。場所が不便なせいもあり、なかなか  
参加者が増えませんが、熊本わかぎ作製の手話テキストなどを使い、手話の読解を中心に  
学習を行っています。今年度は試験的に第4水曜日に公民館近くの喫茶店でおしゃべり会  
を4回企画しました。

新しい年度で、公民館主催で短期ですが手話の講座が開かれる予定になっていますの  
で、受講生の方々の参加を期待しています。

## 2)手話通訳

令和5年度(2023年度)熊本市手話通訳者等派遣事業(個人依頼分)の派遣件数は、前年  
度より163件減の2,093件、前年度は聴覚障害者が資格取得をするための講習会受講などもあ  
り、それに伴う手話通訳派遣で件数が増えていたと思われます。派遣件数のなかでは「医療」が、  
全体の6割を超えてきています。一方、新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられ、「会議・  
講座」・「教育」の件数が増えました。これは公的機関、各事業所の会議が増えたためです。令和  
6年度から、事業所の合理的配慮の義務化が始まりました。それらの件数の増加への対応を考え  
ていかなければなりません。

団体依頼分は、一般の講演会や行事等がコロナ禍前の状況に戻りつつあります。そのなかで、市長会見(20件)と知事会見(21件)は減り、計41件となっています。全体では各事業所の会議が増えたことで475件となりました。

手話言語に関する条例は熊本市、熊本県、に続き人吉市でも令和4年度議会で採択されました。大津町でも令和6年度から施行されました。また、熊本市では手話普及の目的で各公民館において今年度も手話教室が開催されます。

今後は様々な場面での手話通訳の需要が多く見込まれます。各分野での専門的な内容に対応できる通訳者が求められており、担当できる通訳者の確保が急がれます。皆様の手話通訳活動へのご協力およびスキルアップをよろしくお願いいたします。

●派遣事業 2,093件

●団体依頼 475件

(主な団体通訳依頼者)

情報提供センター、聾学校およびPTA、障害者関係団体、行政機関・議会、手話講習会(大学・専門学校)、聴覚障害学生在籍の大学、聴覚障害者雇用事業者、講演会等の主催者

#### 通訳内容【派遣事業(個人依頼)】

	教育	医療	職業	運免	会講	生相	司法	他	計
令和5	77	1,275	87	29	116	418	1	90	2,093
令和4	82	1,222	105	51	349	356	5	86	2,256
令和3	71	1261	111	20	111	352	9	140	2075
令和2	60	1176	83	31	134	465	3	53	2005
平成31	153	1238	132	44	276	422	9	118	2392

(運免=運転免許) (会講=会議・講演会) (生相=生活相談)

### 3)研修会・学習会

毎月第2水曜日に昼の部を含め各地域会員のための合同学習会を開催しました。

開催日	開催場所	内容
4月12日	中央公民館	手話テキストを使って「手話の学習方法」
5月10日	中央公民館	手話テキストを使って「テキストの活用方法」
6月14日	中央公民館	手話テキストを使って「私の課題を見つけよう」
7月12日	中央公民館	手話テキストを使って「私の課題を見つけよう」
9月13日	中央公民館	講義「聴覚障害と支援」
10月11日	中央公民館	映画鑑賞「愛は沈黙をこえて」

11月9日	中央公民館	県手話通訳者ステップアップ研修会内容紹介
12月14日	中央公民館	ハイデルベルクろう者との交流旅行映像
1月11日	中央公民館	手話テキストを使って「手話表現について」
2月14日	中央公民館	手話学習者が苦手な表現(1)
3月8日	中央公民館	手話学習者が苦手な表現(2)「見る①」

#### 4)広報

会員用の専用メーリングリスト(一般会員用・役員用)を活用して諸イベントや事業についてアップし、情報の共有を行いました。懸案だった熊本わかぎ用のホームページを開設しました。「熊ろう福祉」新聞への投稿及び九手連の機関紙「はっけん」へ投稿しました。

#### 5)交流

- ・昼の部及び地域サークルの例会で交流を重ねています。
- ・6月18日、鹿本市民センターで開かれた「県わかぎ総会」後の交流会に参加。
- ・7月9日、市ろう協主催の「かたらんね」・「納涼会」への参加。

#### 6)文化事業(特別事業)

3月3日(日)、市ろう協と合同で「熊本市耳の日ふれあい2024」を県総合福祉センターの研修ホールと第3会議室を使って開きました。今回のテーマは「熊本にろう者の文化活動を根付かせ、育むために」とし、熊本在住のろう者で文化活動をされている乗富秀人氏、齋藤陽道氏、野田尚子氏の3人による鼎談と、会議室で作品の展示(乗富氏のデフアート、齋藤陽道氏の写真)を行いました。

鼎談では、3人の方に自らの作品について解説していただき(野田氏は絵本の読み聞かせの実演)、それぞれの話を受けて鼎談者同士で質問・意見交換をしてもらいました。フロアからも多くの質問・意見が出され活気を呈した事業となりました。

#### 7)他関係組織および団体への協力

2月4日の県わかぎ研修会で、地域サテライト会場からのオンライン参加を保障するシステム構築と運用の協力を行いました。

#### 8)会議

##### <役員会>

前年度まで、毎月第4水曜日夜に役員会を開いていましたが、今年度は、ほぼ一か月に1

回土曜日に開きました。

<合同役員会>

熊本市ろう協との合同会議を不定期ながら開き、情報共有しました。

<耳の日事業実行委員会>

「耳の日ふれあい2023」開催のための委員会に出席しました。

<その他の会議への出席>

- ・熊本県手話サークルわかぎ定期総会(6月18日)。
- ・熊本県手話サークルわかぎ理事会(4/9、5/27、8/6、10/10、12/10、1/27)。
- ・熊本市ろう協の「高齢ろう者介護・福祉委員会」に出席。(8/20、9/24、10/15、11/12、12/23、1/21、2/25、3/23)
- ・熊本市社会福祉協議会障がい部会総会へ出席(7/12)
- ・熊本市手話言語条例施策推進委員会へ出席(3/14)
- ・第72回全九州ろうあ者大会実行委員会へ出席(8/26)

## 第2号議案 2023(令和5)年度決算報告

### A 一般会計

令和5年4月1日～令和6年3月31日

#### 収入の部(単位:円)

項 目	4年度 決算	5年度予算 (a)	5年度決算 (b)	増 減 (b-a)	
1. 会 費	282,000	290,000	342,000	52,000	4,000円×78名、2,000円×15名
2. 補 助 金	135,000	110,000	135,000	25,000	熊本市85,000円、熊本市ろう協50,000円
3. 寄 付 金	22,000	0	2,000	2,000	わかぎ会員より
4. 雑 収 入	1	9,020	13,286	4,266	預金利息、テキスト代他
5. 繰 越 金	127,921	140,980	140,980	0	前年度より
収 入 合 計	566,922	550,000	633,266	83,266	

#### 支出の部(単位:円)

項 目	4年度 決算	5年度予算 (a)	5年度決算 (b)	増 減 (a-b)	備 考	
1 事業費	(1)地域活動費	80,000	80,000	100,000	-20,000	地域(中東部・南部・西部各15,000円,北部10,000円,屋の部25,000円)
	(2)研修費	40,180	100,000	29,550	70,450	合同学習会謝金、資料印刷代
	(3)広報費	3,000	70,000	15,571	54,429	メールリスト管理・HP
	(4)厚生文化費	35,600	80,000	95,700	-15,700	耳の日事業、ボランティア保険
	(5)会議費	62,710	70,000	107,150	-37,150	Zoom契約料、役員交通費、総会資料作成費
	(6)事務所借上費	10,000	10,000	10,000	0	聴障センター事務所借上費
	(7)特別事業費	115,841	0	0	0	
	小 計	347,331	410,000	357,971	52,029	
2 事務費	(1)事務用品費	673	15,000	2,602	12,398	プリンターインク、ラベルシール
	(2)通信連絡費	7,938	30,000	22,554	7,446	総会用往復ハガキ
	(3)雑費	0	5,000	550	4,450	振込手数料
	(4)負担費	70,000	70,000	70,000	0	県わかぎ(1,000円×70名)
	小 計	78,611	120,000	95,706	24,294	
3. 予 備 費	0	20,000	0	20,000		
4. 特別会計繰入	0	0	8,260	-8,260	テキスト代を特別会計へ	
支 出 合 計	425,942	550,000	461,937	88,063		

#### <次年度への繰り越し>

収入合計	支出合計	繰越額
633,266	461,937	171,329

### B 特別会計(単位:円)

項 目	収 入	支 出	残 高	備 考
令和4年度より繰越	135,307	0	135,307	
入 金	154,260	0	289,567	テキスト代
出 金	0	221,294	68,273	ノートパソコン、ビデオカメラ、三脚等
合 計	289,567	221,294	68,273	←次年度へ繰越

令和 6 年 5 月 6 日 上記の通り報告します。

会 計 清田 富貴子

上記の報告に相違ありません。

会計監査 松岡 由美子

会計監査 木庭 結雅



## 第3号議案 2024(令和6)年度事業計画(案)

はじめに

熊本市手話言語条例による公民館手話講座開講などの効果もあってか、少しずつ会員の増加がみられています。しかし、ろう者との交流(コミュニケーション)が命である手話サークルへのろう者の参加が、昼の部を除いて各地域で減少していますので、今年度は交流の場を新たに設ける予定です。

熊本市ろう者福祉協会では、昨年度に引き続き、高齢ろう者デイサービスのモデル作りに本格的に取り組んでいます。ろう者の社会参加を支えるのは手話サークルの重要課題ですので熊本わかぎとして協力していくつもりです。また、今年9月に全九州ろうあ者大会・全九州手話通訳者研修会が熊本で開かれますので、そのための物心両面での協力も必要になります。

熊本わかぎは50年以上の歴史を誇る手話サークルです。しかし、その間、ろう者の社会環境は大きく変わりましたので、それに合わせた手話サークルの役割も変化を求められています。ご承知のように、県わかぎ内に手話サークルのあり方について検討するプロジェクトチームが設けられ、数年にわたる協議の結果、今後のサークル活動のための必要な課題が明らかにされています。熊本わかぎも、提出された課題を真摯に受け止めながら、今年度も活動を続けていくつもりです。

### 1)地域活動

熊本わかぎは、昼の部と4か所の夜の部に分かれて活動しています。今年度も、ろう者との交流・手話学習を通じた会員のスキルアップと共に、きこえないことや手話について社会的理解を広げる活動を行います。

夜の部は、基本的に第1・第3水曜日に集まっていますが、新たに第4水曜日に交流の日を設けるつもりです。可能なら、軽い飲食を伴いながら手話でおしゃべりする場を考えています。

- ・昼の部(聴障センター・希望荘・あいぽーとなど)
- ・中東部(東部公民館)、西部(花園公民館)、南部(幸田公民館)、北部(龍田公民館)

### 2)手話通訳活動

ろう者のコミュニケーション・情報保障のための手話通訳派遣事業などに協力します。

### 3)研修会・学習会

毎月第2水曜日を合同学習会とし、聴覚障害や手話等に関する学習を行います。

さらに、他団体の開催する研修会等にも積極的に参加します。またオンラインで県外の講師と結び学習会を企画するつもりです。

#### 4) 広報

会員用と役員用のメーリングリストによる情報提供と会員同士の情報共有を行います。昨年度、熊本わかぎ専用ホームページ設けましたので、さまざまな情報発信を行います。

#### 5) 交流

聴覚障害者団体・関連団体との交流と共に、聴覚障害者の居住する地域社会との交流を図ります。あらたに、わかぎ以外の熊本市の手話サークルとの交流も計画します。

#### 6) 文化事業

耳の日事業等、手話や聴覚障害者についての社会啓発活動を積極的に行います。

#### 7) 他組織および団体への協力

行政及び障害福祉団体への関連事業に協力します。

#### 8) 会議

役員会の他、地域代表を加えた拡大役員会を設け定期的に協議をします。

市ろう協との合同役員会を適宜開催します。

#### 9) その他、熊本わかぎの目的に沿った必要な事業を行います。

## 第4号議案 2024(令和6)年度予算(案)

令和6年度の収支予算は次の通りとする。

令和6年4月1日～令和7年3月31日

収入の部(単位:円)

項目	5年度 予算(a)	5年度 決算	6年度 予算(b)	増減 (b-a)	備考
1. 会費	290,000	342,000	320,000	30,000	¥4,000×80名
2. 補助金	110,000	135,000	135,000	25,000	熊本市、熊本市ろう協
3. 寄付金	0	2,000	0	0	わかぎ会員より
4. 雑収入	9,020	13,286	671	-8,349	預金利息等
5. 繰越金	127,921	140,980	171,329	43,408	令和5年度より繰越金
収入合計	536,941	633,266	627,000	90,059	

支出の部(単位:円)

項目	5年度 予算(a)	5年度 決算	6年度 予算(b)	増減 (b-a)	備考	
1 事業費	(1)地域活動費	80,000	100,000	130,000	50,000	地域活動費助成金 (昼の部¥30,000、東西南北は各¥25,000)
	(2)研修費	100,000	29,550	110,000	10,000	講師謝金、担当謝金2,000×12回 学習会資料印刷代
	(3)広報費	70,000	15,571	50,000	-20,000	HP管理費、メールリスト管理費等
	(4)厚生文化費	80,000	95,700	80,000	0	ボランティア保険料(¥350×80名) 耳の日(¥50,000)等
	(5)会議費	70,000	107,150	100,000	30,000	役員交通費(¥36,000)、役員手当(¥33,000) Zoom契約料(¥22,000)等
	(6)事務所借上費	10,000	10,000	10,000	0	聴障センター事務所借上費
	(7)特別事業費	0	0	10,000	10,000	わかば基金
	小計	410,000	357,971	490,000	80,000	
2 事務費	(1)事務用品費	15,000	2,602	15,000	0	総会資料・学習会資料等コピー代、 インク代等
	(2)通信連絡費	30,000	22,554	25,000	-5,000	総会ハガキ代等
	(3)雑費	5,000	550	13,000	8,000	市ろう協60周年記念祝賀会お祝金等
	(4)負担費	70,000	70,000	80,000	10,000	県わかぎ(80名分)
	小計	120,000	95,706	133,000	13,000	
3. 予備費	20,000	0	4,000	-16,000		
4. 特別会計繰入	0	8,260	0	0		
支出合計	550,000	461,937	627,000	77,000		

【役員】

会 長	小野 康二
副 会 長	青山 寛六
副 会 長	木下 剛
書 記	水民 喜代
会 計	清田 富貴子
会 計 監 査	松岡 由美子
会 計 監 査	木庭 結雅

【地域代表】

昼 の 部	庄島 真琴
中 東 部	水民 喜代
西 部	本田 ひとみ
南 部	小倉 真奈美
北 部	小野 康二

【県わかぎ理事】

小野 康二	清田 富貴子
-------	--------

【県わかぎ役員】

会 長	青山 寛六
副 会 長	村野 耕一
副 会 長	小野 康二
事 務 局 長	森 保夫

# 会 則

## 第1条（名称および事務所の所在）

本会は熊本県手話サークル“わかぎ”熊本グループ（略称 熊本わかぎ）と称し、事務所を熊本市中央区水前寺6丁目9番4号 熊本聴覚障害者総合福祉センター内におく。

## 第2条（目的）

本会は手話を学ぶとともに、聴覚障害者との理解を深め、聴覚障害者が円滑な社会生活を営むことができるよう努力することを目的とする。

## 第3条（事業）

前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 通訳活動
2. サークル内の研修と親睦会
3. 聴覚障害者との交流会
4. 機関誌の発行
5. 他市郡部の手話サークル結成援護
6. その他

## 第4条（会員）

本会の目的に賛同する者であれば自由に入会でき、会員は正会員・賛助会員とする。ただし、賛助会員は正会員と同じように自由に発言できる。

## 第5条（総会）

1. 本会は年一回の定期総会を開催する。
2. 会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。
3. 本会の総会は会員の1/2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
4. 本会の総会における決議事項は、出席正会員の過半数の賛成を要する。

決議事項

- 1) 役員を選出
- 2) 事業計画案及び決算の承認
- 3) 事業報告及び決算の承認
- 4) その他

## 第6条（役員会）

役員会は第3条に定める事業運営のため随時行うものとし、緊急事項（補正予算を含む）総会から委任された事項及び軽微な事項の決定を行う。

## 第7条（役員）

1. 本会は次の役員をおく。  
会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名、会計監査2名、委員若干名
2. 役員の任期は2か年とする。ただし再任は妨げない。

## 第8条（役員の職務）

1. 会長は本会を代表して会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、不在の場合は代行する。
3. 書記は、総会・例会並びに事業の記録をなし、これを保管する。
4. 会計は会費の徴収・収支の記録をなし、年1回の会計報告をなし、総会において承認を求める。
5. 会計監査は会計を監査する。
6. 委員は議決された事項の執行にあたる。
7. 県わかぎ理事2名については1名は会長、1名は会員の中より総会で選出する。

## 第9条（会費）

1. 本会の運営は会員の会費、補助金及び寄付金等による。
2. 会費は総会において定められた額とする。

**第10条（会計年度）**

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。  
ただし、出納閉鎖は翌年4月末日とする。

**第11条（変更・改正）**

本会会則の改正は総会において出席会員の2／3以上の会員の賛成を要する。

**付則1**

本会会則は昭和49年9月26日より発効する。

**付則2**

本会会則は昭和52年4月1日より発効する。

**付則3**

本会会則は平成2年4月18日より発効する。

**付則4**

本会会則は令和4年5月29日より発効する。

**附則5**

本会会則は令和5年5月28日より発効する。